

京信退職金定期 セカンドライフ

(2026年2月24日現在)

商品名	京信退職金定期 セカンドライフ	
ご利用いただけるお客様	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時満50歳以上で、退職金をお受取後1年以内のお客様 ※ご利用はお一人様1回、1店舗に限りお申込みいただけます。 	
ご利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金によるお預け入れに限ります。 ・退職金を受け取られたことを以下の書類等をご提示いただくことで確認させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①退職金支払(支給)明細 ②退職所得の源泉徴収票 ③退職金受取口座通帳 ・京都信用金庫に既にお預け入れいただいている定期預金の解約による預け替えの取扱いはできません。 ・他の金融機関にて退職金をお受け取りになった場合でも、当金庫の口座に預け替えいただければ本商品の対象となります。 	
期間	・3ヵ月	
種類	・自動継続式	
預入(受入)	預入(受入)方法	・一括預入
	預入金額	・300万円以上 退職金お受取金額の範囲内
	預入単位	・1円単位
払戻(支払)方法	・満期日以降に一括して支払います。	
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(預入時に通帳に表示する金利を満期日まで適用します。) ・表示金利は、当初3ヵ月のみの適用です。 ・金融情勢等により、金利等の条件を変更する場合があります。
	利払方法(頻度)	・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 	
手数料	_____	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利) ・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。 	
満期日以後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・初回満期日にスーパー定期3ヵ月ものに自動継続し、自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期3ヵ月もの金額階層別店頭表示金利を適用します。 	

満期前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金金利により預入日から解約日の前日までの日数で計算した満期前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・夢ネット支店、ATMおよび京都信用金庫アプリ「てのひら京信」等での取扱いはできません。 ・その他金利優遇サービスによる定期預金金利上乘せの重複適用はありません。 ・通帳式のみでの取扱いとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。